

第 1 章

研究の概要

I. 問題と目的

1. 問題の所在
2. 目的

II. 方 法

1. 研究の構成
2. 主として本研究所の研究チームが取り組んだ研究
3. 主として指定研究協力地域が取り組んだ研究

III. 研究体制

I. 問題と目的

1. 問題の所在

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が求められている。これは、平成24年の中央委教育審議会初等中等教育分科会(2012)の報告やそれに先立つ様々な審議の過程において、どちらかと言えば、障害のある子どもにかかわる人たちや特別支援教育を専門とする者たちが主として提唱してきている。

しかし、文部科学省(2007)が示したように、特別支援教育は、「全ての学校において実施されるもの」であり、「障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの」であるならば、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進は、幼稚園等や小・中学校等の通常の学級における教育を含めた教育全体の課題と言える。つまり、一人一人の子どもの教育的ニーズに応じる教育を追求してきた特別支援教育と通常の学級における教育とが、一体となって共生社会の形成を目指し、将来、共生社会の担い手となる子どもたちを育てていくことが必要である。

通常の学級における教育でも、新学習指導要領及びその解説の中には「障害者の権利に関する条約」や「インクルーシブ教育システム」等の文言が記述され、インクルーシブ教育システムの理念が通常の学級の教師たちにも浸透することを目指している。

さらに、中央教育審議会(2021)は、今後の我が国の教育が目指すべき姿について以下のように述べている。

Society5.0時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。

このように急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

また、求められる資質・能力の育成には、「個別最適な学び」と「協働的な学び」のそれぞれの学びを一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善につなげる必要があるとしている。これは、対象とする子どもの障害の有無を問わず、一人一人に応じた指導を充実させることや、子ども同士や多様な他者と協働する学びを充実することの重要性を指摘するものである。

これは、教育全体の課題として、全ての学校及び全ての教師が、これまでの教育（中教

審では「日本型学校教育」の成果の上に立ちつつも、「予測困難な時代」に向け、新しい教育（中教審では「令和の日本型学校教育」）を作り上げていくことを求めていると言えよう。つまり、全ての学校及び教師がこれまでの教育を見直し、変容していくことが求められている。

第2章でさらに検討するが、今回の中央教育審議会答申が描く教育の方向性は、インクルーシブ教育システムの理念と合致する部分が多い。このような状況にある今こそ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進を、障害のある子どもにかかわる人たちや特別支援教育を専門とする者たちだけの課題とせず、教育全体の課題として強く打ち出し、インクルーシブ教育システムの理解啓発を進めていく必要があると考える。

インクルーシブ教育システムの理解啓発の必要性については、国立特別支援教育総合研究所(2020)でも整理したが、以下に再掲する。

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）は、その答申の中で我が国が目ざすべき姿である共生社会と学校教育の在り方について以下のように述べている。

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

学校教育は、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。その意味で、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進についての基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。

また、ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議は、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(2017)を公表した。それにも「我々の目指す共生社会」について以下のように記されている。

我々は、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現することを目指している。この共生社会は、様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会である。

この行動計画で、学校教育については、主に「心のバリアフリー」の教育の展開について述べている。その中で、「子供への教育を通じて大人の意識を変化させていくことも重要である。同時に、大人自身が変わっていく姿を見せることで子供たちに教えていくことも大事である」とし、教師自身が意識を変容させることが期待されている。

このように、我が国が目指すべき共生社会の形成やインクルーシブ教育システムの構築を推進するには、学校の全ての教師、子ども、保護者・地域の理解が重要である。

小学校の学習指導要領解説（総則）には、以下のような記述があり教師が目指すべき姿を示している。

「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、障害のある児童の就学先決定の仕組みの改正なども踏まえ、通常の学級にも、障害のある児童のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。

また、以下のような記述があり、学校が目指すべき姿を示している。

全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。

こうしたことから、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築を教育全体の課題として位置付けるために、インクルーシブ教育システムの理念の理解啓発を進めることは重要である。

国立特別支援教育総合研究所(2020)は、そのために、どのような学校や教師の姿を目指すのか実践研究を通して検討した。研究において基本方針としたのは以下の3点であった。

①理解啓発する相手を知ること

- ・通常の学級における実践等の把握や研修ニーズの把握 など

→ 主に「校内研修モデルに関する研究」と「本研究所の研究チームの研究」

②理解啓発する相手に届くメッセージ（情報・手立て・願い）を作成し発信すること

- ・実態を踏まえた校内研修の提案 リーフレット、冊子の作成、など

→ 主に「校内研修モデルに関する研究」と「教育委員会の研修等に関する研究」

③理解啓発する相手がつながりを持つための方策を提案すること

- ・実態を踏まえた連携の在り方の具体的な提案 など

→ 主に「地域の体制整備に関する研究」

研究を進めるうちに、小・中学校の通常の学級では、すでに特別支援教育の視点による実践やインクルーシブ教育システムの理念の理解啓発につながる実践が行われていることが明らかになった。インクルーシブ教育システムの理解啓発とは、特別支援教育を専門とする者や機関が、小・中学校や小・中学校の通常の学級の教師に対して、一方的に教えたり、伝えたりするものではなく、お互いの専門性を尊重し、協働して進めるものであると考えられた。本研究を構成するそれぞれの研究は、こうしたことを踏まえてまとめられたものである。

2. 目的

以上のような背景から、本研究は、国立特別支援教育総合研究所(2020)に引き続き、今後の10年を見据えて、以下を明らかにし、教育現場や教育行政に提案することを目的とした。

- ①インクルーシブ教育システム構築を推進するために「こんな先生になるといいな」
「特別支援教育の目的や意義について十分理解している」教師とはどのような姿なのかを具体的に明らかにする。
- ②インクルーシブ教育システム構築を推進するために「こんな学校になるといいな」
特別支援教育に関して「組織的な対応ができる」学校とはどのような姿なのかを具体的に明らかにする。
- ③インクルーシブ教育システム構築を推進するために教育委員会にできることは何か
こうした教師や学校に向けて、教育委員会による研修や地域のつながりを作る支援等、どのような内容の取組が、どのようになされているのを明らかにする。
- ④子どもたちを共生社会の担い手として育むにはどうしたらよいか
子どもたち、保護者や地域に対して、インクルーシブ教育システムの理念をどのように伝えることができるのかを明らかにする。

Ⅱ. 方 法

1. 研究の構成

本研究は、大きく「主として本研究所の研究チームが取り組んだ研究」と、「主として指定研究協力地域が取り組んだ研究」とで構成されている。

本研究に参画した指定研究協力地域は、長期派遣型が、青森県、埼玉県、静岡県の3県、短期派遣型が、札幌市、釜石市（岩手県）、鹿沼市（栃木県）、相模原市、田原市（愛知県）、神戸市、鳥取市の7市であり、全体で10の県市であった。

長期派遣型では、各県から地域実践研究員各1名が1年間本研究所において研究に従事した。短期派遣型では、各市から地域実践研究員1名または2名がそれぞれの市において研究を実施した。各県市には本研究所の研究チームから担当研究員1名を設定し、地域実践研究員と連携しながら研究を進めた。また、年2回、各2日間の「地域実践研究推進プログラム」を行い、本研究所の研究チームと地域実践研究員全体での研究協議や、地域実践研究アドバイザー（大学教員2名）等の助言を受けながら研究をまとめた。

国立特別支援教育総合研究所（2020）では、今後の10年を見据えた時、幼稚園等や学校は「共生社会の担い手を育む場」になる必要があるとし、目指したい園や学校の姿を、表Ⅱ-1に示すように想定した。

表Ⅱ-1 本研究が目指す学校、子ども及び保護者や地域の姿

1. 学校は、共生社会の担い手を育む

○学校のグランドデザイン・校内体制・校内研修

- ・校長、特別支援教育コーディネーター等を中心に、インクルーシブ教育システムの理念を、全ての教師・子どもに発信、啓発

○全ての教師

- ・校内研修等による、意識の変容
- ・インクルーシブ教育システムの理念を理解した授業づくり・学級経営
- ・多様性の理解や尊重の重要性を子どもたちに発信、啓発

2. 子どもは、共生社会の担い手になる

- ・多様性を理解し、尊重して行動できる人になる
- ・自分を知り、友だちを理解しようとする人になる

3. 保護者や地域は、学校の取組を応援する

- ・学校からの発信や子どもの学びを受け止め、広げる

1. 各学校では、学校のグランドデザイン、校内体制や校内研修を充実させることにより、校長や特別支援教育コーディネーター等が、インクルーシブ教育システムの

理念を全ての教師や子どもに発信、啓発している。

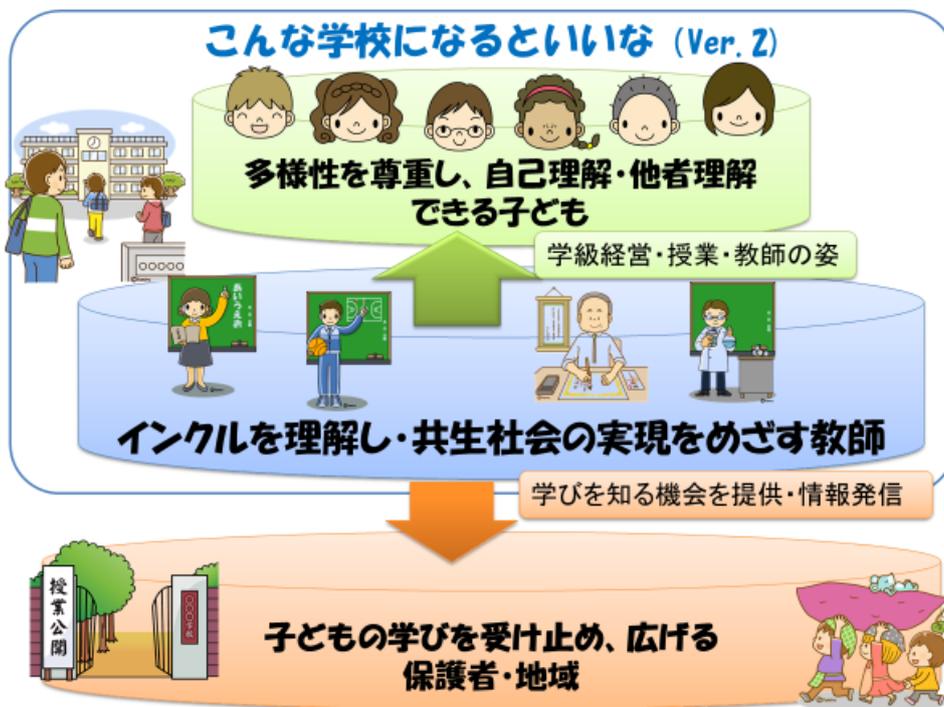
それを受けて、全ての教師は、校内研修等への参加を通して、インクルーシブ教育システム構築の重要性を意識し、インクルーシブ教育システムの理念を理解した授業づくり・学級経営を行うと同時に、多様性の理解や尊重の重要性など、インクルーシブ教育システムの理念を子どもたちに発信、啓発している。

2. このような学校で学んだ子どもたちは、共生社会の担い手として、多様性を尊重して行動できる人になる。自分を知り、友だちを理解しようとする人になる。

3. 保護者や地域の人々はこのような学校からの発信や子どもの学びを受け止め、広げるなどして、学校の取組を応援し、広めている。

さらに、目指したい幼稚園等や学校の姿を「こんな学校になるといいな」(図Ⅱ-1)として想定し、そのためには、どのような取組がなされる必要があるのか等を明らかにしてきた。その際の枠組みが図Ⅱ-2である。

まず、幼稚園等や学校において特別支援教育の充実を目指していることが重要である。その方法には、学校のグランドデザインへの特別支援教育の明記、校内体制や校内研修の充実が挙げられる。その土台の上に、共生社会の担い手を育む取組、保護者への発信、地



図Ⅱ-1 こんな学校になるといいなのイメージ図

域への発信がなされることによって、インクルーシブ教育システムの理解啓発は進められていくと考えられる。この中で、共生社会の担い手を育む取組には、教師のインクルーシブ教育システムに対する理解や意識変容、学級経営や授業の改善と子どもへの理解啓発が挙げられるだろう。



図Ⅱ－２ こんな学校になるといいな を検討する枠組

国立特別支援教育総合研究所(2020)においても、主として本研究の研究チームが取り組んだ研究と主として指定研究協力地域が取り組んだ研究とがあり、それらを図Ⅱ－２の枠組みのどこに位置付けて取り組むのかを明らかにした上で、実践研究を行い、それぞれの課題に対応した成果を挙げた。

しかし、1年ないし2年程度の取組では、実効性のあるものにはなりにくく、地域の教育を大きく変えることはできない。ピアソン(2018)が「インクルーシブ教育システムの構築は終わりのない旅の途上にある(筆者訳)」と述べたように、インクルーシブ教育システムの構築に向けた幼稚園等や学校づくり等の取組は継続して行い、より良いものにしていく必要がある。本研究に参画した指定研究協力地域の教育委員会も同様に考えていた。その結果、国立特別支援教育総合研究所(2020)に令和元年度(2019年度)参画した7県市教育委員会のうち6県市が本研究に参画し、それぞれの研究のさらなる充実を目指した。また、本研究所の研究チームも、課題として残された「子どもへの理解啓発」の在り方について、明らかにすることを目指した。

2. 主として本研究所の研究チームが取り組んだ研究

研究チームでは、引き続き先に示した枠組みによって、教育現場における実践を把握、分析し、その成果を発信したいと考えた。これまでの研究成果や本研究に参画した10県市の課題設定状況を勘案し、本研究所の研究チームとしては「子どもへの理解啓発」に絞って研究を実施した。これについては第3章で報告する。

3. 主として指定研究協力地域が取り組んだ研究

指定研究協力地域10県市は、それぞれの地域におけるインクルーシブ教育システム構築の課題の解決に向け、表Ⅱ-2に示す研究課題に取り組んだ。これらの研究課題は、研究

表Ⅱ-2 本研究に参画した指定研究協力地域と研究課題

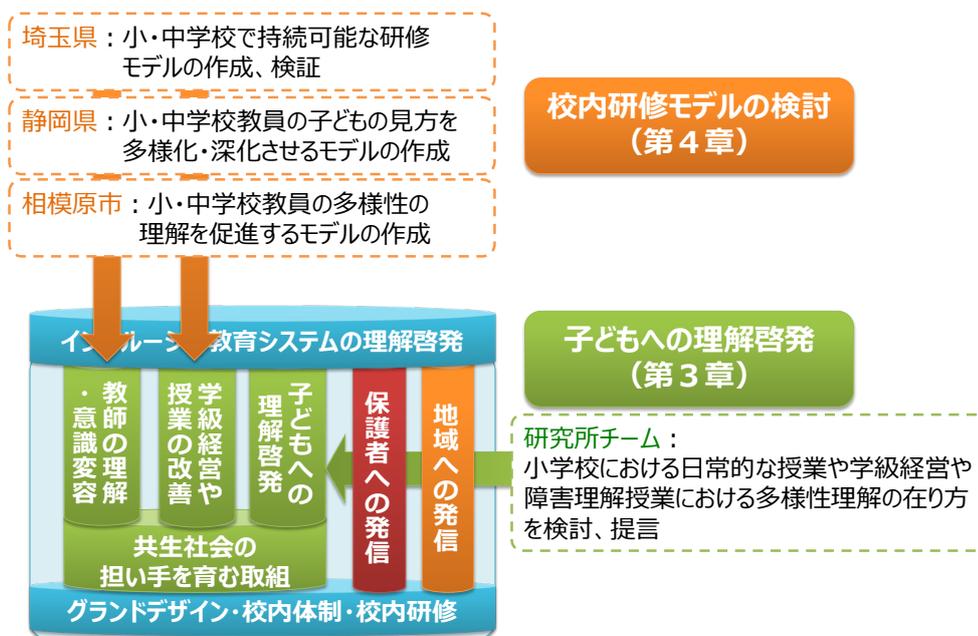
分類	県市名	研究課題名
①校内研修モデル	埼玉県	埼玉県内の小・中学校等における特別支援教育に関する持続可能な研修パッケージの提案
	静岡県	通常の学級における多様な視点による児童生徒理解の充実 －「児童生徒理解共有シート」の開発－
	相模原市	多層指導モデルMIMや絵本「かなわね」を活用した通常の学級における『温かさ』のある教育の推進－多様な教育的ニーズを的確に捉えて－
②園・学校や地域への発信	札幌市	その子らしさが発揮される幼児教育の在り方と幼児の見方や捉え方の共有に向けたエピソード集の作成 －「つながる ひろがる 札幌市の幼児教育」の実現に向けて－
	釜石市	共生社会に向けた教職員や地域への理解啓発の取組 －10年後の釜石を目指して－
	鹿沼市	研究協力校におけるインクルーシブ教育システムの推進に向けた取組
	神戸市	神戸市における小・中学校の特別支援教育コーディネーターの資質向上に向けた取組
	鳥取市	通常の学級の担任の特別支援教育に関する意識調査
③体制整備	青森県	青森県における教育相談体制の強化と更なる支援の充実に関する研究－教育相談に対する教員の理解と教育相談ガイドブックの作成に向けて－
	田原市	保こ小中高特別支援学校連携研修における理解啓発の推進－「ふるさと田原の学校で きらり子ども輝く」の実現に向けた切れ目ない支援を目指して－

の対象や内容等から以下の3つに分類された。それぞれの概要を以下に記す

- (1) インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けた、小・中学校の校内研修モデルの作成・検討に関する研究
- (2) インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けた、教育委員会から学校や地域への発信等に関する研究
- (3) インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けた、教育委員会による地域の体制づくりに関する研究

(1) インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けた校内研修モデルに関する研究

埼玉県、静岡県と相模原市の研究は、小・中学校の現状と課題を踏まえ、実施に過度な負担がかからない方法に留意しながら、インクルーシブ教育システムの理解啓発につながる校内研修のモデルを作成、試用し、検討したものであった(図Ⅱ-3の「校内研修モデルの検討」(第4章))。これらの研究については、第4章で報告する。



図Ⅱ-3 理解啓発に向けた校内研修モデルに関する研究の構造

(比較するために研究所研究チームの研究も記した)

①埼玉県

埼玉県における地域実践研究の平成30年度と令和元年度の2年間の研究成果を踏まえ、どの小・中学校でも取り組めるような「持続可能な研修パッケージ」を作成した。この作成過程からインクルーシブ教育システムの理解啓発を推進するための研修の在り方について、整理、検討した。

②静岡県

多様な児童生徒に対応することのできる教員の学びの在り方について、実践的に検討し、

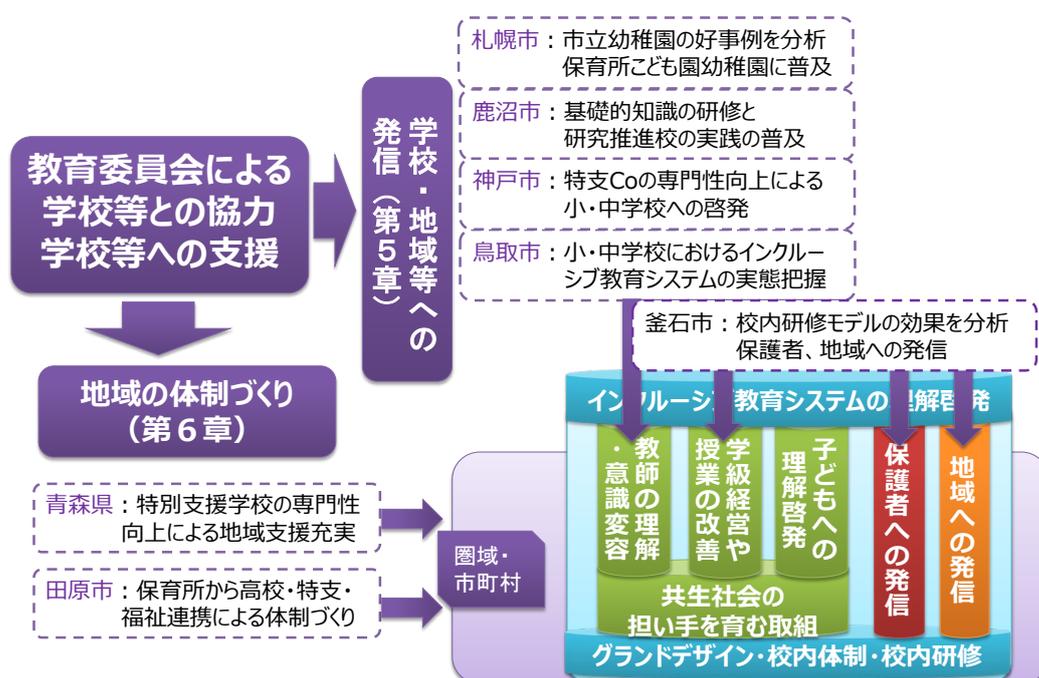
「児童生徒理解共有シート（改訂案）」を作成した。作成過程において、児童生徒も教員も考え方や捉え方が多様であることを踏まえ、教員が児童生徒に対する見方や考え方を、互いに関連付けたり組み合わせたりすることで新たな児童生徒理解につながることを示した。

③相模原市

多層指導モデルと当事者が作成した絵本「かなわね」の読み聞かせを研究推進校で実施した。両者を併用して指導を行うことにより、教員の多様性理解や指導力の向上につながるとともに、子どもたちの多様性理解も促進され、学級が合理的配慮にあふれた温かい集団へと変容していくことも期待できることがわかった。

(2) インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けた教育委員会から学校や地域等への発信に関する研究

教育委員会による学校等との協力や学校等への支援のうち、札幌市、鹿沼市、神戸市は、教育委員会から幼稚園や学校への啓発の在り方についての検討、鳥取市は、今後の啓発に向けての小中学校等の通常の学級の実態把握、釜石市は、学校への啓発に加えて、保護者や地域への啓発の在り方の検討に、それぞれ取り組んだ（図Ⅱ－4における「学校・地域等への発信（第5章）」）。これらの研究については、第5章で報告する。



図Ⅱ－4 理解啓発に向けた教育委員会等の取組を明らかにする研究の構造

①札幌市

幼稚園・認定こども園・保育所の保育者へのインクルーシブ教育システムの理解啓発を図ることを目的として、研究実践園の実践を基にしたエピソードの集約及びその効果的な発信について検討を行った。多様なエピソードを収集し整理することができ、市内の幼児教育施設への具体的な事例を発信する準備が整った。

②鹿沼市

障害等のある児童生徒の理解や支援について、学校や教員間で差が見られるといった課題のもと、市内全教員に対するインクルーシブ教育システム構築に向けての理解啓発と教員の専門性の向上を図ることを目的に取り組んだ。協力校の実践では、管理職のリーダーシップのもと、教員の意識に大きな変容が実感できた。

③神戸市

特別支援教育コーディネーターの資質向上のため、特別支援教育コーディネーターにとってわかりやすく実践で役立つツールを発信することを目指して、アンケート調査、『特別支援教育コーディネーターハンドブック』の改訂、『特別支援教育コーディネーターQ&A』、『みんなの特別支援教育「④就学支援・合理的配慮編」』の作成を行った。

④鳥取市

小・中・義務教育学校における通常の学級の担任の特別支援教育に関する意識を把握することを目的として、通常の学級の担任に質問紙でのアンケート調査を実施した。結果を学校種別や年代別の意識の違い等に焦点を当てて考察し、通常の学級の担任の特別支援教育に関わる取り組みの向上のために、今後の施策に必要な内容を検討した。

⑤釜石市

指導・支援の在り方に関する悩みを教職員が一人で抱え込まず、学校・地域・行政がチームとなり、未来を担う子ども達を支える釜石を目指し、平成30年度より特別支援教育の充実を目指した研究に取り組んだ。静岡県及び藤枝市が作成した校内研修モデルを普及した。教育委員会の取組を保護者や地域に広く周知し、理解を促進した。

(3) インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けた地域の体制づくりに関する研究

青森県、田原市は、インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けて、複数の市町村の圏域や市全体としての体制整備を目指し、実態把握や連携の在り方について検討する研究に取り組んだ（図1-5における「地域の体制づくり（第6章）」）。

これらの研究については、第6章で報告する。以下に各県市の研究の概要を記す。

①青森県

特別支援学校教員のインクルーシブ教育システム及び教育相談に関する理解の程度や認識、課題意識を把握し、青森県の強みや取り組むべき点について明らかにするとともに、県教育委員会が作成中の「教育相談ガイドブック」への記載項目や内容について提言することを主な目的とし、質問紙調査及び他自治体のガイドブックの内容等の分析を行った。

②田原市

幼児期からの切れ目ない支援体制構築を目指して2年間の実践に取り組んだ。職種による視点の違いに気付くことができ、その上で、保育・教育の現場でそれぞれが行ってきた取組に加え、その子どもの将来に向けて必要な支援を共通理解した上で、ライフステージに応じた適切な支援を行うことの必要性を改めて共通理解することができた。

Ⅲ. 研究体制

本研究の研究体制は以下に示したとおりである。上述の所内の研究チームの研究スタッフ 12 名、指定研究協力地域の地域実践研究員 10 県市 11 名に加えて、埼玉県の研究を遂行するために埼玉県内 2 市の教育委員会に、静岡県の研究を遂行するために静岡県内 1 市の教育委員会に、小学校における障害理解教育等について実践や知見を提供いただくために東京都内の小学校 1 校に研究協力機関を委嘱した。また、主として通常の学級における授業や学級経営や障害理解教育に関する情報提供と研究に対する助言を求めるために研究協力者を 4 名委嘱した。

本研究チーム

研究代表者

久保山茂樹 (インクルーシブ教育システム推進センター 上席総括研究員)

研究分担者

伊藤 由美 (情報・支援部 主任研究員) 【研究副代表者】
宇野宏之祐 (研修事業部 総括研究員) 【グループリーダー】
杉浦 徹 (情報・支援部 総括研究員) 【グループリーダー】
青木 高光 (研修事業部 主任研究員)
大崎 博史 (インクルーシブ教育システム推進センター 総括研究員)
坂本 征之 (研修事業部 主任研究員)
竹村 洋子 (発達障害教育推進センター 主任研究員)
玉木 宗久 (発達障害教育推進センター 主任研究員)
平沼 源志 (研究企画部 研究員)
藤田 昌資 (研修事業部 主任研究員)
山本 晃 (研究企画部 総括研究員)

指定研究協力地域及び地域実践研究員

長期派遣型

青森県教育委員会	橋本 政孝	(青森県立むつ養護学校)
埼玉県教育委員会	阿部 央憲	(埼玉県立草加かがやき特別支援学校)
静岡県教育委員会	村松 泉	(袋井市立山名小学校)

短期派遣型

札幌市教育委員会	松井 泰子	(札幌市教育委員会幼児教育センター)
釜石市教育委員会	和田 智恵	(釜石市教育委員会)

鹿沼市教育委員会	雉嶋 邦彦	(鹿沼市教育委員会)
	高野久美子	(鹿沼市教育委員会)
相模原市教育委員会	西内 一裕	(相模原市教育委員会)
田原市教育委員会	鈴木 美保	(田原市教育委員会)
神戸市教育委員会	遠周 幸代	(神戸市教育委員会)
鳥取市教育委員会	西小路真智子	(鳥取市教育委員会)

研究協力者 (五十音順 敬称略)

青山 新吾	(ノートルダム清心女子大学)
加藤 典子	(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)
西館 有沙	(富山大学)
深草 瑞世	(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

研究協力機関

埼玉県	入間市教育委員会
埼玉県	春日部市教育委員会
東京都	調布市立飛田給小学校
静岡県	袋井市教育委員会

<文 献>

- 1) スーザン・ピアソン(2018)基調講演. 第3回N I S E国際シンポジウム. 国立特別支援教育総合研究所
- 2) 中央教育審議会(2021)「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す, 個別最適な学びと協働的な学びの実現～ (答申)
- 3) 中央教育審議会初等中等教育分科会(2012)共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告)
- 4) 文部科学省(2007)特別支援教育の推進について (通知) (19 文科初第 125 号)
- 5) 文部科学省(2017)小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説

(久保山茂樹)

